

令和8年度 第1回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和8年4月30日(木) 午後 3時30分開会

同 日 午後 5時00分閉会

開催場所: 広陵町総合福祉会館「さわやかホール」4階 大会議室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)岡野聡子、

2番委員:臼井有香、3番委員:村田浩子、4番委員:辻博暢

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育振興部長	藤井 勝寛
教育総務課課長	松本 哲知
教育総務課課長補佐	坂口 慎悟
こどもまんなか部長	倉田 洋子
こども課長	佐々木 計也
こども政策課長兼子育て総合支援課長	伊藤 哲
図書館長	尾藤 肇子
生涯学習課長兼中央公民館長	尾崎 充康
文化財保存活用課長	南 雄太郎
文化財保存活用課主幹	名倉 聡
スポーツ振興課長	永見 秀樹
教育総務課指導主事	富田 英明
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	中本 絵美

4 議案(1) 広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

教育総務課課長 広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてです。別紙をご参照ください。3月に教育委員会事務局組織の規則の一部改正ということで、説明させていただいたものに対応します。10月に広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正いたしました。改正規則中第2条が広陵町教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則となり、第9条と第14条にある保育園、幼稚園関係について一部改正しております。今回4月1日からの組織改正に合わせて、先ほどの10月に一度一部改正した部分をもう一度改正する必要がありますため、規則改正のタイトルが、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則となります。改正内容に関しては、前回ご説明させていただいたものと同じような形になりますが、新旧対照表が、10月の広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の第2条が旧の表に記載されている点が前回お示ししたものと変わっております。

教育長 何かご質問またご意見等がございましたらお願いします。質問等ございませんようのです。1つ目の規則改正については承認をお願いします。次に2つ目でございます。広陵町教育委員会事務局

局事務専決規程の一部改正について、これも別紙がございますのでよろしくお願いします。

4 議案（2）広陵町教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について

教育総務課課長 組織改編に伴って広陵町役場事務決裁規程が改正されています。それと連動する形で教育委員会の事務局事務専決規定で役場事務決裁規程が引用されている部分と、保育園・保育園長という文言がありましたので、それらの文言を削除しています。それ以外に関しましては、町の事務決裁規程の変更に伴って引用している番号の変更となります。以上です。

教育長 何かご意見とかご質問ご意見等ございますでしょうか。次に広陵町立小学校及び認定こども園真美ヶ丘第二小学校付属幼稚園給食調理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱についてです。

4 議案（3）広陵町立小学校および認定こども園真美ヶ丘第二小学校付属幼稚園給食調理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱について

教育総務課課長 続きまして、広陵町立小学校および認定こども園真美ヶ丘第二小学校付属幼稚園給食調理業務委託プロポーザル審査委員会の設置要綱についてです。現在、広陵東小学校・広陵西小学校のグループと、広陵北小学校・真美ヶ丘第一小学校・真美ヶ丘第二小学校のグループでそれぞれ給食調理を業務委託しているところです。この委託は今年度の7月末までの契約となります。そのため、8月1日以降からの業者を選定するためのプロポーザルの要綱を定めるものです。合わせまして認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が認定こども園に変わり給食を提供することとなりますので、広陵北小学校・真美ヶ丘第一小学校・真美ヶ丘第二小学校・認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園を合わせたグループと広陵東小学校・広陵西小学校のグループで、給食を提供していただける業者をプロポーザルで選定していくための要綱となります。委員会は8人で組織し、教育振興部長・総務部長・教育総務課長・子ども課長・教育総務課の管理栄養士・子ども課の管理栄養士、小学校栄養教諭を委員としてプロポーザルにより、業者を選定していきます。スケジュールは、5月11日に告示をさせていただき、6月12日に審査を行う予定をしております。要綱を設置して審査委員会で仕様や審査基準を定め、業者を選定します。以上です。

教育長 現行給食の方は提供していただいています、この8月で契約終了するということですので、それに合わせてプロポーザル審査していきます。未だ告知もしていない状況でこれからということです。

教育総務課課長 プロポーザルは先程の日程で行う予定ですが、それに先立ち事前に委員で集まる機会を作らせていただきました。プロポーザルの日程に関しては先程の日程で総務課と共有しております。

教育長 ご質問またご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。どうでしょうか。それでは承認ということでよろしくお願いいたします。続いて4つ目でございます。広陵町小中学校多子世帯給食費支援金交付要綱の一部を改正する要綱概要について16ページをご参照ください。

4 議案（4）広陵町小中学校多子世帯給食費支援金交付要綱の一部を改正する要綱概要について

教育総務課課長 広陵町が1月から実施しております給食費の無償化に合わせまして、これに対応する要綱概要となります。12月にアレルギー対応支援金の要綱を制定しています。それに合わせまして多子世帯給食費支援金の要綱も検討する必要があります。これまでは多子世帯の要綱が町長告示で運用しておりました。給食費の条例施行規則は、教育委員会規則になっております。そこで、整合性をとるため、多子世帯の町長告示を12月末に廃止し、同時に教育委員会告示を行う予定です。本来であれば同時期に教育委員会にかけの必要がありましたが、法制係との確認調整の関係上、今回になりました。今回は教育委員会告示としての制定に合わせまして、附則で、1月以降の給食費の無償化に対する対応を行っております。アレルギー対応支援金等との重複支給をしない形で、附則を付けております。附則の第2条で令和8年1日から令和9年3月31日までの間に、広陵町学校給食費徴収条例附則第4項の規定により、学校給食費を徴収しないこととされているもの及び広陵町中学校給食アレルギー対応負担金交付要綱第9条の規定による負担金の交付を受けているもの及び受ける予定がある

ものについては重複支給をしないとしています。

教育長 ありがとうございます。附則の第2項ですが、アレルギー対応の子どもたちの重複支給を避けるという意味です。これについて何かご質問ご意見等がございますか。

教育総務課課長 あわせまして、多子世帯の金額は現在4000円ですが、変更することを予定しております。条例の給食費相当額と連動して変わるような形で改正を行い、来月の教育委員会にかけるとの予定です。

教育長 これもよろしいのでしょうか？続いて後援名義の使用許可申請についてでございます。

4 議案（1）後援名義使用許可申請について 「子ども未来応援講座」

教育総務課課長補佐 27ページをご覧ください。申請者につきましては一般社団法人マイ・リングでございます。事業名といたしましては、子ども未来応援講座でございます。実施日時は、令和8年6月10日水曜日午前10時から12時まで、実施場所につきましてははしお元気村でございます。事業概要につきましては子どもの可能性を広げるためにも、脳科学を使った親子間のコミュニケーションのお話と子供を応援するために将来必要なお金の話という構成です。募集人数は15組程度です。こちらの申請につきましては令和7年9月定例の教育委員会で承認いただいた事業でございます。昨年度と比較いたしましても事業の内容は基本変わってございません。28ページでございます。こちらにつきましては予算関係でございます。収入の部は、寄附金といたしまして3万6800円。支出の部とはチラシの印刷代、診断書の作成代3万5800円です。前回は、2回開催されておりました、予算は1万5000円の2回分で3万円ということで若干予算が上がっています。続きまして29ページでございます。こちらはイベントの企画書でございます。参加費につきましては無料です。31ページはチラシでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 説明ありがとうございます。昨年も承認をしていただいたと認識しており、内容もほぼ変わっていないです。前回承認させていただく前にご指摘があった内容で、このイベント自体は無料ですがイベント後に保護者に何らかの勧誘があるのではないかとありました。その件についてD委員に確認をいただき、承認を得ていました。これについて何かご質問等はございませんでしょうか。

C委員 イベント収支報告書の中の支出の「気質診断書作成代」が引っかかります。正式な医学・公的なものではないだと思いますがどのようなものでしょうか。

教育長 ご指摘ありましたが気質診断とは何かということです。どのような内容の診断書なのか確認をお願いします。昨年と同様の形であれば承認ということではよろしいでしょうか。

教育総務課課長補佐 確認し次回報告します。

A委員 チラシ代3万500円ということで、何千枚印刷されるのでしょうか。広陵町の後援名義を出すということはチラシを学校に配ることができるということです。ですので、私も気質診断は引っ掛かります。

D委員 昨年は気質診断ではなく、参加者に対してのプレゼントのような形で書いていたと認識しています。オンラインと対面での2回開催でされています。今後の勧誘が心配になるということで、申請書兼誓約書を出していただいて、出していただいたときに勧誘はないことを再度確認させていただいて、教育委員会で承認していただきました。事業後の報告書は出していただいていますので、組織としてはきっちりされていると認識しています。

A委員 申請書を出していただいたのであれば、事後報告も次回からは確認していただいたくということが大切ですね。

D委員 報告書の時期が遅いところだと、3ヶ月後に出されています。早ければ1ヶ月後に出していただいています。実際、単発の事業で報告書を出していただかなかった事業もあります。その場合は催促の連絡をしていました。継続して後援名義を出しているところは、報告書を出しています。

教育長 承認でよろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして2つ目です。32ページを参照ください。

4 議案（2）後援名義使用許可申請について 「第63回道徳教育研究会」

教育総務課課長補佐 資料38ページです。申請者につきましては奈良県モラロジー協議会でございます。目的は、道徳教育を柱とする研究会を通じて、学校地域家庭等における心の教育の充実と発展に寄与するというものでございます。開催日といたしましては、令和8年7月25日土曜日で開催場所につきましては広陵町ふるさと会館グリーンパレスです。参加人員につきましては50名で参加費につきましては1000円でございます。後援につきましては、文部科学省と奈良県教育委員会で各市町村教育委員会につきましては申請を予定されているということでございます。こちらにつきましても令和7年4月の定例の教育委員会で承認いただいております。内容は変更がないようでございます。34ページでございます。こちらに関しては予算書になってございます収入の報告といたしましては50名で1人1000円ということで収入が5万円、支出の部として、講師の謝礼代、飲み物代、使用代ということで5万円でございます。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

教育長 毎年申請はされています。私も毎回参加をさせていただいております。2年に1回グリーンパレスで研究会をされております。前回も私は行かせていただき、校園長会のときにも、道徳教育は大事ですので、校長先生の方も参加をお願いしますという話をさせていただいております。これについて何か委員の皆さんの方からご質問またご意見等がございましたら、よろしくをお願いいたします。

A委員 私も何度も行っておりますので内容的には問題ないと思っております。ただ一点この後援名義というのは、第1号様式第6条関係の書類で、そして広陵教育委員会の後援等名義使用申請承認申請書兼誓約書というフォーマットを作りました。ですので、やはりこのフォーマットは申請だけでなく兼誓約書ですので、このフォーマットを使用して申請していただきたいと思っております。

教育長 ありがとうございます。申請書を出してもらうということを以後正確にさせていただきます。これについても承認でよろしいでしょうかはいありがとうございます。

4 議案（3）後援名義使用許可申請について 「ボーイスカウトと遊ぼう！ワクワク自然体験あそび」

教育総務課課長補佐 続いて3つ目でございます。申請者につきましては岩城秀美さんです。実施日時につきましては令和8年6月13日土曜日午前9時半から午前12時までです。事業概要といたしましてはコロナ禍により体験活動をする機会が減少した子どもたちに地域のボーイスカウトによる自然体験活動の機会を提供していくこと。幼少期の頃から自然と触れ合い、楽しく遊ぶことで「豊かな人間性」や「自ら学び考える、生きる力」を育むボーイスカウト活動に興味を持ってもらう機会を作るという事業でございます。対象者といたしましては25名程度です。経費につきましては有料でございます。500円です。こちらにつきましても令和7年10月の定例教育委員会で承認いただいた内容と変更がないものでございます。39ページでございます。こちらがイベントの計画書でございます。事業内容につきましては、先にお伝えさせていただいたとおりでございます。教育委員会からの承認後、チラシを配布することを考えておられるということでございます。イベントの予算書でございます。参加費といたしましては子供15名で一人500円合計7500円あと自費です。1万2500円でトータル2万円の収入ということで支出といたしましてはチラシの印刷代封筒代、ゲームの小物でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。質問またはご意見等がございましたでしょうか。

A委員 37ページの主催者所在地は天理市で次のページの主催者所在地は広陵町みささぎ台です。個人情報ですのでどちらかに合わせて変えていただけたらと思います。

教育長 第7団は、広陵町の子どもたちがいるボーイスカウトは北葛城郡の中で、第7団という組織となります。所在地は広陵町みささぎ台です。他なにかございませんか。承認でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは承認ということでよろしくをお願いしたいと思います。

4 議案（４）後援名義使用許可申請について 「こどもひろば（とことん真美ヶ丘）」

教育総務課課長補佐 後援名義の最後でございます。41 ページをご参照ください。申請者につきましては株式会社ばるさんでございます。実施日時といたしましては、令和 8 年 6 月 1 日月曜日から令和 9 年 3 月 29 日月曜日、毎週月曜日の午前 10 時半から 11 時 30 分でございます。実施場所といたしましては、真美ヶ丘北 8 丁目でございます。事業概要といたしましては、地域に開放された遊び場を提供することで、保護者同士の交流や子育て相談の機会にすることでございます。対象者につきましては就学前のお子様とその保護者でございます。対象者につきましては 41 ページでは年間 100 名程度想定されているというところでございます。想定は 100 名程度とされておりますが、超えたから断るということはないということでございます。参加費につきましては無料となっております。43 ページ、こちらの予算書につきまして収入・支出ともに 0 円でございます。こちらにつきましても令和 7 年 6 月の定例の教育委員会で、承認されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。昨年も申請はされている状況でございます。放課後デイや児童発達支援もしていただいています。連絡先の吉川様は小学校の校長をされていた方で、新しい取組をしたいとこのような取組をされています。これについて何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。それではこれについても承認ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは後援名義の使用許可申請についてはすべて承認でよろしくお願ひいたします。

5 その他

教育長 5 番目のその他に入らせていただきます。広陵町民間保育所等運営事業費補助金交付要綱の制定についてということでこれは報告ございますが、52 ページをご参照ください。

こども課長 ご説明させていただきます。52 ページの概要に基づきまして説明させていただきます。まず、制定理由でございますけれども、町内の民間保育所、こども園の園児に対する保育教育をより向上させるためです。令和 7 年度時点町内に 7 園ございますけれども、その園に対して園児の活動の充実や保護者への負担軽減とした事業に対して補助金を支援するというもので制定させていただきました。補助の概要でございますけれども、対象園は町内の保育園、こども園、小規模保育所で 7 園が対象です。対象事業につきましては、各園におきまして実施する事業のうち、“園児の教員保育の充実・保護者負担管理を目的としたもの”に對しまして補助を行うということです。補助金額につきましては毎月の園児数の合計に 1000 円を乗じたものになります。例えば、園児が 1 年間通園した場合、園児 1 人当たり 1 万 2000 円ということになります。補助期間につきましては令和 7 年度と 8 年度です。53 ページ以降につきまして交付要綱の本文を掲載させていただいております。本補助金につきましては令和 7 年度補正予算におきまして予算確保を行いましたけれども、法制との調整に時間がかかっておりまして 3 月の定例教育委員会に間に合わず 7 年度中に執行を行う必要がありましたので、3 月下旬に制定させていただきましたことをご報告させていただきます。なお令和 7 年度におきましては、7 園に対して 800 万補助、令和 8 年につきましては、補助金額で約 1000 万円を予算計上していることを報告させていただきます。私からの説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。説明がございましたが民間保育所等の運営事業の補助金の交付ということで、昨年が 800 万円、今年今年度は 1000 万円の予算です。対象としては 848 人です。この補助は町独自のものです。何かご質問またご意見等はございますでしょうか。ほかにも報告等あればお願ひします。

教育総務課課長 フリースクールの件です。3 月に制定を行い、ホームページには 4 月 1 日に公開させていただきました。現在、4 団体、施設認定の方をしてほしいと申請に来られています。認定を行うため、施設見学を指導主事と行っている状況です。申請者に関しましては、2 名来られています。準要保護の認定が 6 月以降になりますので認定が終わってから、4 月から遡って給付する形で対応しようと考えております。

こども政策課長兼子育て総合支援課長 今年 3 月に策定したこども計画の中に児童館の運営、設置が政策の中に含まれています。こども政策では子どもたちが気軽に過ごせる場所でこどもの居場所づくりを行います。0 才から 18 才が対象ですのでその方々が、天候に左右されずに、保護者も気軽に子育て

てに対する相談ができる、来ていただける場所で児童館の構成について研究しているところでございます。この計画が令和8年から令和11年度まで4年間ですが、早い段階で施策として実現してまいりたいと考えております。今後皆様のご意見とかいただく場面も出てくるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

こどもまんなか部長 補足です。児童館設置という話でしたが、町として新しく建てることは考えておりません。もし、児童館にご協力いただける民間事業者があれば、学童の民間運営に補助をしているのと同様、運営も補助をすることで関わっていきたいと考えております。ただこどもの居場所につきましては、公民館や集会場を利用してボランティアの方にやっていただき、そこに補助を出す事業も行っております。新たに児童館を設置する理由も踏まえながら、どのような児童館を設置するのかというところから研究しているところでございます。

こども課長 令和8年度に新しく民間学童保育所、北小学校区に開設予定です。場所は南都銀行箸尾支店で、準備を進めているところでございます。夏休み前には開設ができるものということで聞いておりますので、我々の小学校で協議をしながら、どのような形で送り迎えを行うかを考えていきます。

スポーツ振興課長 今年度から準備を行い、令和13年にかけての事業についてです。本町の会場として健民グラウンドで青年男子ソフトボール、浄化センタースポーツ広場で少年女子ソフトボールが開催されます。わかくさ国体が行われた45年ほど前に整備されておりますが老朽化や、耐用期間も照明の課題もあるため、この状況下で実施が可能なのか、これから各施設の調査を今年度行っていきたいと思います。開催までは5年ありますが、整備を考え、今年度から取り組んでいきます。今後ご協力のほどよろしくお願いいたします。

生涯学習課長兼中央公民館長 公民館の移転につきまして、現時点の状況を説明させていただきます。令和7年度末にPFI導入可能性アドバイザー業務を委託しておりました業者から報告書が上がってまいりました。事業の実施につきましては、はしお元気村の改修、それからグリーンパレス3階4階5階の諸室の改修という形で進める形となっております。方針ですが、デザインビルド方式と申しまして、設計施工を一体とするものとなっております。デザインビルド方式は、広陵町が始まって以来初めての取組です。実際に奈良県で、導入事例がございますので、業者選定について、そのノウハウを教えていただく予定です。その都度こちらで報告できる機会がございましたら、逐次報告をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご意見等もまたよろしくお願いいたします。

図書館長 図書館では令和7年度の末に東小学校の前にブックポストを設置させていただきました。これで町内6ヶ所になっております。4月10日からブックポストを使っただけのようにしております。本年度は東小学校の学校開放に力を入れさせてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

教育長 他に何かございませんか。今回の定例教育委員会もありがとうございました。

6 次回定例教育委員会開催日程について

※次月の教育委員会は5月29日（金）午後3時30分から、中会議室にて開催することに決定した。